

第45号議案

品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部を改正する条
例

品川区立保育所における時間外保育等に関する条例（平成10年品川区条例
第43号）の一部を次のように改正する。

第6条に後段として次のように加える。

この場合において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第21
3号）第15条の6第2項に規定する施設等利用給付認定子どもの預かり保
育に要する費用（以下「預かり保育利用料」という。）は、預かり保育利用
料から450円（1月の預かり保育の利用日数が26日目に当たる日にあつ
ては50円、27日目以降に当たる日にあつては零）を減じた額を徴収する。

第7条第3項中「預かり保育に要する費用（以下「預かり保育利用料」とい
う。）」を「預かり保育利用料」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、令和元年10月以後の月分の預かり保育利用料
について適用し、同年9月以前の月分の預かり保育利用料については、なお
従前の例による。

(説明) 保育の必要性の認定を受けた児童の預かり保育利用料の一部を無償化する必要がある。